

書面回答により確認すべき事項に対する関係府省回答資料

基本計画

第 3	1	効率的な統計作成	
		(2) 民間事業者の活用関係 (①)	2
	2	統計リソースの確保及び有効活用関係 (②～⑧)	3
	3	経済・社会の環境変化への対応	
		(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化関係 (⑨)	3 2
	4	統計データの有効活用の推進	
		(2) 統計データ・アーカイブの整備関係 (⑩)	3 3
	5	その他	
		(1) 政府統計共同利用システムの活用等による	
		府省間でのデータ共有や提供の推進関係 (⑪)	4 3
法施行状況報告	本編	Ⅲ 調査票情報の利用及び提供関係 (⑫)	4 4

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>第3</p> <p>1 効率的な統計作成</p> <p>（2） 民間事業者の活用</p> <p>ア 民間事業者の積極的な活用等</p> <p>○ 官民競争入札等監理委員会において審議され7月に改定された「公共サービス改革基本方針・別表」を資料として提出していただきたい。</p>
回 答	<p>○ 本年7月6日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針・別表」は、別添資料のとおり（統計調査関連業務は、30頁から33頁の別表の冒頭に記載。）。</p> <p>○ なお、公共サービス改革基本方針は、「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき平成18年9月5日に策定されて以来、今回が6回目の改定。</p>

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	文部科学省生涯学習政策局調査企画課
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書 面 回 答
<p>具体の事項</p>	<p>オ 緊急ニーズへの対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>OECD／労働市場における教育成果に関するネットワークが実施する所得データの収集について、既存統計調査結果である総務省の「就業構造基本調査（平成19年）」を使用して、データの提出を行った。【文部科学省】</p> </div> <p>文部科学省のケースについて、実際に提出したデータとは何か？もし公表集計表であるならば、総務省が公表している際に付している表番号をご教示願いたい。もし、公表集計表でないならば、提供した内容につき、簡単にご説明をお願いしたい。</p>
<p>回 答</p>	<p>「OECD／労働市場における教育成果に関するネットワーク」が実施する所得データの調査に関して、「平成19年就業構造基本調査」の<u>公表集計表「第38表 年齢，従業上の地位，雇用形態，所得，男女，教育別有業者数」</u>（所得階級別と教育別をクロスした有業者人数の表）を使用して、学歴別所得総額を試算し、総務省と協力して、OECDへ1月に提出したものである。</p>

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省 統計局
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>第3-2(2) 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>「全国消費実態調査での単身世帯 600 世帯の削減とモニター調査の追加に関して、実際にどのようなことが実現したのか、今までに分かっている範囲で具体的に説明していただきたい（費用の削減、回収率の変化、回答パターンの変化、モニターとそれ以外の場合との違い、調査員が減員できたのならその人数、調査員数以外での作業量の変化のうち主な点、等々）。」</p>
回 答	<p>平成 21 年全国消費実態調査（以下「本体調査」という。）においては、単身世帯の捕捉が困難になっている状況を踏まえ、民間調査機関が管理する登録モニター等の中から選定した全国の年齢 60 歳未満の単身世帯を調査する全国単身世帯収支実態調査（以下「モニター調査」という。）を別途実施し、もって本体調査結果を補完することとした。</p> <p>また、このモニター調査の導入等に伴い、従前の寮・寄宿舍単位区を廃止し、本体調査の単身世帯の調査対象数を約 600 世帯削減するとともに、2 人以上世帯の調査対象数についても約 2,000 世帯の削減を行った。</p> <p>現在、両調査の結果について鋭意集計を進めているところ。</p> <p>費用面については、標本数の変化や都道府県・市町村経費の費用配分の問題などもあり、モニター調査への代替による削減額を算出することは困難である。参考までに、調査全体の予算額は、本体調査における調査世帯数の削減等もあったため、前回調査に比べて総額で約 4 億円の削減となっている。</p> <p>両調査は他調査と比較して記入者負担が大きいことから代替標本を認めているため、一般的な意味での回収率の変化は比較できない。</p> <p>両調査の調査対象間で世帯属性に差異がないか、回答に差異がないかについては、集計作業中であり、現時点では不明。今後十分な検証や検討を行う予定。</p>

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	国土交通省総合政策局情報安全・調査課
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
<p>具体の事項</p>	<p>第3 2 (2) 第31回統計委員会(2/22)での、「自動車輸送統計調査の変更」において、国土交通省より、「コストの関係ですけれども、今回見直すもう一つとしては、地方出先機関を經由した調査員調査から民間事業者を活用した郵送調査に変えるということを考えておりまして、その関係で金額的には若干減るということをございますけれども、それも今年はいろいろシステムを変えたりするのでかかるのであって、来年以降はまた更に若干減るだろうと思っておりますけれども、中身的には地方の職員、あるいは地方が使っていた協会の調査員の方、そういった面では予算的には出てきませんが、相当な人件費の節約にはなっていると考えております。」(「」内は議事録より直接引用)との発言があったが、このことが「平成21年度中の検討状況又は進捗状況」に書かれていないのはなぜかをご説明いただきたい。また、もしこの件が「平成21年度中の検討状況又は進捗状況」に書かれてしかるべき事項であったとした場合、「相当な人件費の削減」とは具体的にどの程度のことを意味しているのか、ご教示願いたい。</p>
<p>回 答</p>	<p>自動車輸送統計調査については、地方出先機関を經由した調査員調査から、国土交通本省から直接の郵送による調査へ変更する予定であるが、変更予定時期は平成22年10月であり、平成21年度については地方出先機関を經由した調査を継続しているところから、平成21年度中の検討状況又は進捗状況に記載していないものである。</p> <p>なお、統計調査の変更にあわせ、郵送調査に関する民間事業者との委託契約の締結やシステムの改修等を行い、平成22年10月から新たな手法により調査・運用を行っていくことになるので、経費や業務面での具体的効果については、新調査開始後の状況を見極めていきたい。</p>

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>2 統計リソースの確保及び有効活用 （2）実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>○ 「都道府県の統計専任職員定数の推移」の資料を提出していただきたい。</p>
回 答	<p>○ 国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）を地方統計機構として活用。</p> <p>○ このうち都道府県では、国の統計調査を的確に実施するために統計主管課を設置し、統計主管課には、国の統計調査に従事する統計専任職員を配置（平成22年度：全国で1,956人）。</p> <p>○ この統計専任職員については、別添のとおり、国の定員削減計画に準じて削減。</p>

別 添

都道府県統計専任職員定数の推移

(単位:人)

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
昭和22～23	5,030		
24	4,345	△ 685	欠員率を基にした国の行政整理
25	3,910	△ 435	
26			
27	3,714	△ 196	国の行政整理
28			
29	3,528	△ 186	} 国の10%行政整理(昭和29年度)に伴い、地方統計 職員も29、30年の2年分に分けて8%の削減
30	3,417	△ 111	
31			
32	3,233	△ 184	国庫補助職員全体の削減の一環
33～42			
43	3,201	△ 32	} 第一次定員削減 5%(昭和43～46年度) 161人
44	3,158	△ 43	
45	3,115	△ 43	
46	3,072	△ 43	
47	3,094	22	} 沖縄復帰に伴う増員73人、 第二次定員削減 5%(昭和47～49年度) 153人
48	3,043	△ 51	
49	2,992	△ 51	} 第三次定員削減 2.4%(昭和50～51年度) 71人
50	2,957	△ 35	
51	2,921	△ 36	} 第四次定員削減 2.4%(昭和52～54年度) 69人
52	2,898	△ 23	
53	2,875	△ 23	
54	2,852	△ 23	} 第五次定員削減 1.68%(昭和55～56年度) 47人
55	2,829	△ 23	
56	2,805	△ 24	} 第六次定員削減 5%(昭和57～61年度) 140人
57	2,777	△ 28	
58	2,749	△ 28	
59	2,721	△ 28	} 第七次定員削減 5%(昭和62～平成3年度) 133人
60	2,693	△ 28	
61	2,665	△ 28	} 第八次定員削減 4.52%(平成4～8年度) 114人
62	2,638	△ 27	
63	2,611	△ 27	
平成元	2,584	△ 27	} 第九次定員削減 3.31%(平成9～12年度) 80人
2	2,558	△ 26	
3	2,532	△ 26	} 定員削減 5.09%(平成13～17年度) 119人
4	2,509	△ 23	
5	2,486	△ 23	
6	2,463	△ 23	} 新たな定員削減(17～21年度で10%225人を削減)
7	2,440	△ 23	
8	2,418	△ 22	} 新たな定員削減(22～26年度で10%202人を削減予定)
9	2,398	△ 20	
10	2,378	△ 20	
11	2,358	△ 20	
12	2,338	△ 20	
13	2,314	△ 24	
14	2,290	△ 24	
15	2,266	△ 24	
16	2,242	△ 24	
17	2,219	△ 23	
18	2,146	△ 73	
19	2,103	△ 43	
20	2,060	△ 43	
21	2,017	△ 43	
22	1,956	△ 61	

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>2 統計リソースの確保及び有効活用 （2）実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」での、議論の内容や審議状況などを示す文書があればご教示願いたい。もしなければ、議事内容のメモや配布された資料等をご教示願いたい。</p>
回 答	<p>○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」は、基本計画に掲げられた統計リソースの確保及び有効活用、民間事業者の活用の見直し・改善など統計基盤の整備に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため設置。</p> <p>○ 同会議は、平成21年度に2回開催しており、その結果概要は別添のとおり。</p>

第1回統計基盤の整備に関する検討会議結果概要

- 1 日時 平成21年6月29日(月) 14:00～15:00
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 1202会議室
- 3 出席者 内閣府(企画調整課課長補佐・代理)、総務省(調査企画課長)、法務省(司法法制課資料調査官・代理)、財務省(総合政策課調査統計官・代理)、文部科学省(調査企画課長)、厚生労働省(企画課長)、農林水産省(統計企画課長、システム管理室長)、経済産業省(総合調整室長、統計企画室長)、国土交通省(情報安全・調査課長)、環境省(企画調査室長)、防衛省(労務管理課課長補佐・代理)、独立行政法人統計センター(情報管理課長)
- 《オブザーバー》
内閣府統計委員会担当室(参事官)、日本銀行(統計整備担当総括)
- 《事務局》
総務省政策統括官(統計基準担当)室
- 4 議題 (1)検討会議の進め方について
(2)検討会議における検討事項・検討スケジュールについて
(3)ワーキンググループの設置について

5 審議の概要

①本検討会議の進め方、②検討会議における検討事項・検討スケジュール、③ワーキンググループの設置について検討を行い、おおむね事務局案のとおりで了承された。

検討会議における各府省等の意見については、次のとおり。

- 基本計画別表に掲げられているもの以外に、地方分権の問題があると考えている。農林水産統計に関しては、基本計画本文のほか、地方分権改革の工程表においても、実査事務の地方への移譲の問題が掲げられているが、事務だけが移譲され、人は移譲されないということになると、地方の統計機構の脆弱化の問題が指摘されている中、さらに大きな影響を及ぼすことが懸念される。一義的には農林水産省において取り組むべきものではあるが、地方統計機構の問題については、他省の実査事務にも影響が出てくる可能性のある問題であることから、適宜、情報提供し、各府省間において議論できるような形にして欲しい。
- ⇒ 『「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について』(平成21年4月23日各府省統計主管部局長等会議申合せ)では、本検討会議のミッションとして、「その他の統計基盤の整備に関する事項」と広く掲げているところでもあることから、指摘を踏まえ、本検討会議の検討事項部分について、「統計調査員の役割の明確化及び処遇改善等の検討並びにその他統計基盤の整備に関する事項の情報共有等」に修正し、地方分権関係の調整・検討状況を、必要に応じ、構成員である各府省で情報共有を図ることとし、今後、具体的な検討課題が明確となった場合には、検討事項として加えることとされた。
- 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」について、「民間委託」、「民間事業者の活用」、「民間開放」など、ワーディングがバラバラとなっていることから、今度の改定に当たっては、「民間事業者の活用」に統一化を図って欲しい。
- ⇒ 指摘を踏まえつつ、事務局において改定案を策定し、各府省に提示する。
- 《民間事業者の活用関係》での検討事項として「統計の品質に係る指標」との記載があるが、

別途、IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に策定することとされている「統計の品質に関する自己評価のためのガイドライン」とは、どのような関係になるのか。

⇒ 前者については、民間事業者を活用した場合における統計の品質確保を狙いとしたものであるのに対し、後者については、統計全体の品質の評価を通じた見直し・効率化という視点から、公的統計の品質確保に関する国際的な基準が策定されている状況にもかんがみ、我が国の公的統計に係る基準を策定しようとするもの。21年度に実施する後者の検討の中で、民間事業者の活用における統計の品質評価について検討すべき部分が出てくれば、22年度に検討することになる。

○ 定員については、既に22年度以降5年間の定員削減の方針が示されている中で、基本計画別表に掲げられている各府省における統計リソースの確保及び有効活用の実現のための定員管理当局への情報提供とは、どのように関係するのか。当省では、22年度以降の定員削減の作業に既に入っている。

⇒ 定員削減の方針がある中で、基本計画の推進を図るため、どのように実施することが適当か、十分に検討した上で、実施したいと考えている。

以上

第2回統計基盤の整備に関する検討会議結果概要

- 1 日時 平成22年3月30日(火) 10:00～11:05
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館1階 123会議室
- 3 出席者 内閣府(企画調整課課長補佐・代理)、総務省(調査企画課長)、法務省(司法法制課資料調査官・代理)、財務省(総合政策課調査統計官・代理)、文部科学省(調査企画課長)、厚生労働省(統計企画調整室長・代理、審査解析室長)、農林水産省(統計企画課長、システム管理室長)、経済産業省(総合調整室参事官補佐(総括担当)・代理、統計企画室参事官補佐(企画担当)・代理)、国土交通省(情報安全・調査課課長補佐・代理)、防衛省(労務管理課課長補佐・代理)、独立行政法人統計センター(情報管理課長)
《オブザーバー》
内閣府統計委員会担当室(参事官)、日本銀行(統計整備担当総括企画役)
《事務局》
総務省政策統括官(統計基準担当)室
- 4 議題 (1)各ワーキンググループにおける検討結果取りまとめ(案)について
(2)その他

5 審議の概要

「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設けた3つのWGにおいて、それぞれ取りまとめた検討結果の報告を行い、検討会議としての合意形成を図った。

検討会議における審議の概要は、以下のとおり。

(1) 各WGにおける検討結果取りまとめ(案)について

「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設けた3つのWG(「統計リソースの確保及び有効活用に関するWG」、「統計の品質評価に関するWG」及び「統計に対する国民の理解増進に関するWG」)において合意が得られた各取りまとめ(案)(「統計リソースの確保及び有効活用に関するWG中間報告ー平成21年度検討結果ー(案)」、「公的統計の品質に関するガイドライン(案)」及び「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針(案)」)について事務局から概要説明を行い、いずれも原案どおりとすることで合意が得られた。

本件に関する各府省からの意見については、以下のとおり。

① 「統計リソースの確保及び有効活用に関するWG」関係

- ・ 総務省統計局所管の統計調査においては、家族等による同行支援の枠組みを既に導入しており、これまでに家族等の同行者の制度化等について検討した経緯があるが、その検討結果からみて、制度として明確な位置付けを行ったり、予算措置を講じたりすることについては非常に高いハードルがあると考えている。平成22年度にWGで検討することとしているが、検討の結果、制度的な枠組みづくり等の対応は困難といった結論となることが想定される中で、都道府県に過度の期待を抱かせるような議論とならないよう、留意願いたい。
- ・ 中間報告において、都道府県を対象とした各種会議の合理化・効率化を掲げられており、その具体的方策については、会議を短縮化・合理化するという一方向しかないようなニュアンスとなっているようにも感じられる。

経済センサス関係の会議のように都道府県から開催を求められるケースもあり、場合によっては、あるいは分野によっては、充実化を図らなければならない会議もあることについて留意願いたい。

⇒ 中間報告では、地方公共団体の事務負担軽減の観点から掲げているものであり、会議のあり方全般について述べているものではない。すべての会議について、やみくもに簡素・合理化を図るべきという趣旨ではないという点については、共通認識が図られているものと考えている。

- ・ 「中間報告」を検討会議において決定という整理は適当でないと考えられることから、本取りまとめを「中間取りまとめ」とした上で検討会議決定とするなどの修正が必要ではないか。

② 「統計の品質評価に関するWG」関係

- ・ 公的統計の品質に関するガイドライン（案）に掲げられている公表期日前の統計情報の保有範囲については、引き続き調整を行うこととされているが、事前に情報を知り得る者の範囲をあまり細かく設定し公表することとすると、記者による取材攻勢の標的となり得ることも十分に想定されるため、情報セキュリティ上の観点からも慎重に検討する必要がある。
- ・ 本ガイドラインと最適化計画との関係はどのようになるのか。
⇒ 平成 22 年度から本ガイドラインを本格実施するのであれば、必然的に最適化計画との調整を図る必要もあるが、22 年度も本格実施に向けた検討を引き続き行うこととしており、その検討の中で最適化計画との調整も図っていく予定である。

③ 「統計に対する国民の理解増進に関するWG」関係

- ・ 政府統計の統一ロゴタイプが策定されれば使用したいと考えているので、可能な限り早期に策定してほしい。

(2) 平成 22 年度以降の各WGにおける主な検討事項等

事務局から、平成 22 年 4 月から新たに開催予定の「民間事業者の活用の見直し・改善に関するWG」も含め、平成 22 年度以降の 4 つのWGにおける主な検討事項（案）について説明を行い、おおむね了承された。

なお、当該案は、事務局があくまでも現時点での予定として整理したものであり、検討事項や検討スケジュールについて具体的な意見があれば、今後開催されるWGにおいて検討・整理することとした。

本件に関する各府省からの意見については、次のとおり。

- ・ 「統計に対する国民の理解増進に関するWG」における平成 22 年度以降の検討事項として、「児童、生徒が、統計調査の有用性や調査協力の重要性に対し、関心を持ってもらうようにするための具体的方策」を掲げているが、今回取りまとめた行動指針の中の「国民」の範ちゅうに児童や生徒も含まれているということで既に検討・対応済みとの整理を行うことはできないか。この点を更なる検討事項として追加し、各府省はその具体的対応を求められることになれば、統計リソースの制約もあり、厳しいことになりかねないのではないか。

⇒ 本件は基本計画に掲げられている事項であり、児童や生徒向けの統計教材等の各府省のホームページへの掲載を含め、その対応方策について検討することは必要と考えている。基本計画策定に際しての議論において、子どもの頃から統計に対する知識・認識を高めるための方策を講ずることが必要との意見を踏まえ、基本計画に

盛り込まれたもの。検討事項については、WGの場で具体的に検討・整理することとしていることから、その際に、改めてこの点について検討することとしたい。

6 今後の予定

次回の検討会議については、各WGにおける検討状況を踏まえつつ開催することとし、開催に当たっては、改めて事務局より連絡することとした。

以上

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>2 統計リソースの確保及び有効活用 （2）実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>○ 統計基盤の整備に関する検討会議の下に設けられた「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」での、議論の内容や審議状況などを示す文書があればご教示願いたい。もしなければ、議事内容のメモや配布された資料等をご教示願いたい。</p>
回 答	<p>○ 「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」は、一部の都道府県の参加も得て、平成21年度中に6回開催しているもの。</p> <p>○ 同ワーキンググループでは、① 統計調査員の活動環境の整備、② 国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用、③ 地方公共団体の事務負担軽減方策について検討し、その中間取りまとめを行ったところ（詳細は、別添参照。）。</p> <p>○ また、平成22年度以降も統計調査員の処遇改善や確保対策等について検討を進めているところ。</p>

統計リソースの確保及び有効活用に関するWG 中間取りまとめ—平成 21 年度検討結果—

平成 22 年 3 月 30 日

統計基盤の整備に関する検討会議決定

1 統計調査員の活動環境の整備

(1) 統計調査員の安全対策の推進

各省は、統計調査員の事故等を未然に防止し、安心して調査活動に従事することができる環境を整備する観点から、統計調査員に対する人的支援として、以下の対応を図る。

ア 総務省統計局以外の各省は、平成 22 年度以降、順次、所管するすべての調査員調査において、統計調査員間の相互協力、統計調査指導員による同行支援の枠組みを設け、地方支分部局及び地方公共団体が調査の特性や地域の実情を踏まえて適切かつ効果的な対策を選択・実施することが可能となるよう措置する。**【厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省】**

イ 各省は、下記 1－(2)の統計調査員等に対する今後の補償事業のあり方の検討、及び家族等の同行者の位置付けの明確化に係る本WGでの検討状況を踏まえつつ、平成 22 年度末までに、23 年度以降における家族等による同行支援の実施に向けた所要の準備を行う。**【総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省】**

(2) 統計調査員等に対する補償事業のあり方

各省は、現行の補償事業における補償実績や公的な補償制度との関係、他の公職者に対する補償面での対応状況との整合性を考慮しつつ、統計調査員（統計調査指導員を含む。）及び家族等の同行者に対する補償事業の必要性の整理も含め、今後の補償事業の在り方（注）について引き続き検討を行い、平成 22 年度中に結論を得る。**【総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省】**

（注） 関係省による一元的かつ統一的な補償事業を新たに創設することも含め、加入資格（統計調査員、統計調査指導員及び調査員同行者）、補償内容（災害補償及び損害賠償補償）、補償額、保険料の負担・徴収方法など、補償事業の具体的内容について検討。

(3) 調査活動上における統計調査員の自家用車使用の取扱い

各省は、統計調査員を取り巻く調査環境の実情に配慮するとともに、公務員の自家用車使用に係る取扱いとの整合性を図る観点から、原則、所管するすべての調査員調査において、統計調査員が調査活動に従事するに当たっては、徒歩、自転車又は公共交通機関を利用することとし、自家用車を使用せざるを得ない場合にあっては、第三者に対する加害事故を起こした際には統計調査員が自ら対応することを前提に任意保険に加入するとともに、安全点検・安全運転を励行するよう、調査の手引き等への記載を行うとともに、調査事務説明会等における説明により、都道府県及び市区町村を通じ、統計調査員に対する十分な周知徹底を図る。**【総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省】**

2 国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用

農林水産省は、平成 22 年度から、適宜の方法により、各都道府県を通じ、各市町村の町・字単位で情報提供が可能な登録調査員数等の基礎情報を周知・提供するなどにより、登録調査員の

効率的な活用を推進する。

また、**農林水産省**は、上記と併せ、他府省における登録調査員の活用にも資するため、提供可能な登録調査員数等の基礎情報を周知・提供するなど、所要の取組を推進する。

3 地方公共団体の事務負担軽減方策

(1) 都道府県を対象とした各府省主催の各種会議の合理化・効率化等

各府省は、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、都道府県を対象として開催している会議について、平成 22 年度から、以下のとおり、所要の改善を図る。ただし、平成 22 年度前半に開催を予定している会議など、諸事情により平成 22 年度中の対応が困難と認められる会議については、平成 23 年度から実施する。

ア **総務省及び経済産業省**は、都道府県の統計主管課長を対象に、それぞれ 4 月又は 5 月に開催している会議について、両会議を連日開催とする方向で両省間において調整を図る。

イ 各省は、都道府県の意見を十分に踏まえ、会議の目的・内容に照らし、ブロック別に開催する必要性が薄いと考えられる会議については、全体会議（全国会議）形式での開催に変更するなど、所要の見直しを行う。**【総務省政策統括官室・統計局、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省】**

ウ 各府省は、上記ア及びイの会議も含め、都道府県の意見を踏まえつつ、随時、会議内容を精査し、可能な限り、会議の短縮化・合理化を図るとともに、効率的な会議運営に努める。

また、各府省は、総務省政策統括官室が取りまとめた各府省における年間会議開催予定を踏まえ、会議の開催に当たっては、他の会議と日程が重複することのないよう、十分に留意する。**【内閣府、総務省政策統括官室・統計局、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省】**

(2) 地方統計機構経由により実施する各統計調査の業務スケジュールの地方への情報提供

各省は、平成 22 年度から、総務省政策統括官室が示す統一的な様式により、地方統計機構を経由して実施する各統計調査について、国、都道府県、市町村及び統計調査員それぞれが行うべき具体的な作業の実施時期・実施期限を明示した年間業務スケジュールを作成し、毎年 3 月末までに総務省政策統括官室へ提出（電磁的記録媒体）することとし、総務省政策統括官室はこれを取りまとめ、4 月上旬までに各都道府県に対し提供する。**【総務省統計局、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省】**

(3) 栄典事務の合理化

各省は、平成 22 年度以降、地方公共団体における栄典事務の負担の軽減等を図る観点から、適宜、事務担当者間で情報共有・調整を図り、可能な限り、各省間で都道府県に対する関係書類の作成依頼時期・提出期限に大きな差異が生じることのないようにするとともに、候補者の受章資格（履歴）確認など一部の関係書類の作成様式を統一化するよう措置する。**【総務省政策統括官室・統計局、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省】**

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>2 統計リソースの確保及び有効活用 （2）実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ）を入手したい。</p>
回 答	<p>○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」は、一部の都道府県の参加も得て開催している「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において策定したものの。</p> <p>○ その内容については、別添のとおり。</p> <p>○ なお、同ワーキンググループにおいては、平成22年度以降も、同行動指針の推進・具体化に関する検討しているところ。</p>

統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針

〔平成 22 年 3 月 30 日〕
各府省統計主管部局長等会議申合せ

はじめに

公的統計は、政府のみならず、我が国の社会・経済の諸活動に関わるすべての者の意思決定にとって重要な情報・財産である。このため、統計調査において正確な情報を円滑に報告してもらうことは極めて重要である。

しかしながら、近年、国民の個人情報保護意識や事業所・企業における情報管理意識の急速な高まり等に伴って、統計調査をめぐる環境が厳しさを増していることから、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、国民の理解の促進を図るための具体的方策を検討・実施することとされている。また、平成 21 年 11 月に実施された「統計調査の協力に関する特別世論調査」（平成 21 年 12 月 17 日内閣府政府広報室公表）の結果において、国民が統計調査に対する不安感を有していることや重要な統計調査には報告義務や罰則が定められていることに対する認知度が低いこと等が顕著となっている。

このような状況を踏まえ、政府の実施する統計調査において正確かつ円滑に報告が行われるようにするため、各府省が一体となって取り組むための具体的方策（以下「本行動指針」という。）を以下のとおり取りまとめる。各府省は、本行動指針に沿って、統計調査に対する国民の理解増進のための取組を積極的に実施するものとする。

I 公的統計の重要性の理解増進方策**1 統計調査結果の有用性等の周知方策**

統計調査結果が、行政機関や事業所・企業においてどのように利活用され、国民生活や民間の事業活動にいかに関与しているか、また、統計調査への報告を行わないことにより、どのような影響が生じるかについて、一般の国民や調査対象者が容易に理解できるようにするため、次の方策を実施する。

(1) 統計調査結果の有用性に関する情報の積極的な収集及び周知・広報等**ア 収集する情報**

各府省は、国民や事業所・企業が身近に感じられる、例えば、統計調査結果の利活用状況に関する次のような情報（以下「利活用事例等」という。）を積極的に収集する。

- ① 行政機関等における政策立案・実施部局が、調査結果を給付事業など国民生活や民間の事業活動等に直結した政策の企画立案や政策評価、給付事業等の算定基礎等に利活用又は利活用を予定している事例
- ② 事業所・企業が、調査結果を事業活動等に利活用又は利活用を予定している事例
- ③ 研究者やシンクタンク等が、調査結果を国民生活や経済活動の研究・分析や

教育等に利活用又は利活用を予定している事例

- ④ 調査結果や統計指標と市場の動向との関連性など国民の関心が高いと考えられる事項について分析し、分かりやすく解説している事例

イ 収集方法

- ① 各府省は、行政機関等における政策立案・実施部局、事業所・企業、研究者、学会、シンクタンクや各種業界団体等様々な立場から統計調査結果を利用する者に対して、ヒアリングを実施する等により積極的に利活用事例等を収集する。
- ② 統計調査に対する国民の理解増進を図っていく上で、統計調査結果の利用者に関する基本的情報の蓄積及び分析が重要との観点から、総務省は、「政府統計の総合窓口」（以下「e-Stat」という。）から、利用者が統計調査結果を入手する際に、当該利用者の属性、利用目的等必要最小限の情報を一定数確実に収集できるような機能を追加してこれらの情報を収集し、各府省に提供する。

ウ 周知・広報

各府省は、次の取組により、利活用事例等の積極的な周知・広報を実施する。その際、一般の国民や調査対象者が容易に理解できるように、専門用語の使用や詳細な説明を避け、図表などを活用し、簡潔で分かりやすい表現とする。

(7) 国民向けの取組

一般の国民が、必要に応じて随時参照できるようにするため、今後の統計調査の実施予定、現在実施中の統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期、根拠府省令等の情報をいう。以下同じ。）、過去からの統計調査結果の概要や報告書に関する情報とともに、利活用事例等を統一した様式やフォーマットで e-Stat に掲載する（Ⅱ-1-(2)の取組と関連）。なお、e-Stat を活用したワンストップ・サービス（Ⅱ-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、当該調査の概要情報とともに、利活用事例等を自府省のホームページ上に掲載する（Ⅳ-1-(2)の取組と関連）。

(1) 調査対象者(世帯、事業所・企業)向けの取組

- ① 調査対象者に配布する個別の統計調査に関する「調査のお知らせ」又は調査依頼文書（以下「調査通知情報」という。）に当該調査結果の利活用事例等を直接記載、又は記載した資料を添付する（Ⅳ-1-(1)の取組と関連）。
- ② 身近なメディア媒体（新聞や業界情報誌等）を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に利活用事例等を記載する（Ⅳ-1-(3)の取組と関連）。
- ③ 当該統計調査の広報用品（統計調査の広報用ポスター、パンフレット及びリーフレット等をいう。以下同じ。）に利活用事例等を記載する（Ⅳ-1-(3)の取組と関連）。

エ 統計調査員に対する指導

各府省は、統計調査員向けの「調査の手引き」や「調査員のしおり」、「質疑応答集」、「指導用DVD」等（以下「調査員指導用品」という。）に利活用事例等を記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、利活用事例等について周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

(2) 統計調査に報告しない場合に生じる可能性のある影響に関する情報の提供

各府省は、調査対象者が当該統計調査に報告を行わなかったことにより調査が円滑に実施できなかつた場合に想定される影響、例えば、政策決定や行政運営、国民生活や民間の事業活動が被る可能性のある不利益、調査対象者自身が被る可能性のある不利益、統計調査コストの増加、統計調査結果の公表の遅延などの情報（以下「影響情報」という。）を、Q&A といった分かりやすい形で整理し、次の取組により周知・広報を実施する。

ア 調査対象者(世帯、事業所・企業)向けの取組

- ① 調査通知情報に当該調査結果への影響情報を簡潔で分かりやすく直接記載、又は記載した資料を添付する（IV-1-(1)の取組と関連）。
- ② e-Stat を活用したワンストップ・サービス（II-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、統計調査実施期間中に、調査対象者が必要に応じて随時参照できるように、当該統計調査の概要情報とともに、影響情報を自府省のホームページ上に掲載する（IV-1-(2)の取組と関連）。

イ 統計調査員に対する指導

調査員指導用品に影響情報を応答事例等の形式により記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、影響情報を周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

2 統計調査結果の効果的な提供方策

各府省は、国民や事業所・企業が統計調査結果を有効活用することによって、その有用性の理解増進を図る観点から、調査結果をより分かりやすく、また、より利用しやすい形で提供するため、次の方策を実施する。

(1) 調査結果を見る際のポイント等の提供

統計調査結果の公表に当たっては、集計表の提供に加え、調査結果の概要をより分かりやすく伝えるため、「調査結果を見る際のポイント」や関連の専門用語について分かりやすく解説した情報等を提供する。また、図やグラフ等を利用してビジュアル化した解説を提供する。

(2) 過去の統計調査結果の比較の容易化等

インターネットから統計調査結果を提供する場合は、e-Stat を活用したワンストップ・サービス（II-1-(2)の取組）の一つとして、提供が可能である過去の調査結果を記載した長期時系列データを e-Stat に掲載する。また、e-Stat の利用者が調査結果を容易に検索でき、データの量及びその形式に応じて、印刷が容易にできるよ

う工夫する。

(3) その他の取組

- ① 基幹統計調査の結果について、国際比較に必要と認められる場合には、国際比較を容易にするため、外国語版又は外国語を併記したものの電子データ等の提供を行う。
- ② 統計調査結果の報道発表は、国民に身近な各種のメディア媒体（テレビ、ラジオ、広報誌等）で調査結果が報道されることに留意し、図表を活用するなど簡潔で分かりやすい形で行う。また、より詳細な情報を求めたり、確認したりする者の要望に応えられるよう、報道発表と同時にホームページ上に詳細な結果報告書やその解説を掲載するなど積極的に情報を提供する。なお、速報値、確報値など段階的に調査結果を発表する場合には、その段階に応じて、上記趣旨に即し、適切に対応する。

II 調査対象者の統計調査に対する安心確保方策

1 政府の統計調査であることの明確化、確認の容易化のための方策

調査対象者の統計調査に対する不安の解消を図る観点から、政府の統計調査であることが容易に判別又は確認できるように、また、容易に統計調査に関する情報を入力できるようにするため、次の方策を実施する。

(1) 統計調査の問い合わせ先・かたり調査の通報窓口の整備

各府省は、統計調査の実施に当たって、調査対象者が容易に調査内容に関する質問やかたり調査の通報ができるようにするため、連絡窓口を整備する。

また、各府省は、当該連絡窓口の電話番号、e-Mail アドレス等の情報（以下「窓口情報」という。）について、次の取組により積極的に広報する。なお、次の取組及び上記連絡窓口での対応に当たっては、調査対象者との信頼関係の構築・維持について最大限配慮するものとする。

ア 調査対象者（世帯、事業所・企業）向けの取組

- ① 調査通知情報に窓口情報を記載する（IV-1-(1)の取組と関連）。
- ② e-Stat を活用したワンストップ・サービス（II-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、統計調査実施期間中、調査対象者が必要に応じて随時参照できるように、当該調査の概要情報とともに、窓口情報を自府省のホームページ上に掲載する（IV-1-(2)の取組と関連）。
- ③ 身近なメディア媒体を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に窓口情報を記載する（IV-1-(3)の取組と関連）。
- ④ 当該統計調査の広報用品に窓口情報を記載する（IV-1-(3)の取組と関連）。

イ 統計調査員に対する指導

調査員指導用品に窓口情報を掲載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、窓口情報を周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

(2) e-Stat を活用したワンストップ・サービス

ア ワンストップ・サービスの実現

各府省は、調査対象者が統計調査の実施に関する情報を容易に入手できるようにするため、各府省が実施している統計調査に関する情報のインターネットを通じたワンストップ・サービスが可能となるように、e-Stat に次の情報を掲載する。その際、調査対象者が容易に理解できるよう、専門用語の使用を避け、簡潔で分かりやすい表現とする。なお、本サービスを開始するまでの間は、自府省のホームページ上に掲載する。

- ① 現在実施中の統計調査の概要情報（Ⅰ-1-(1)-ウ-(ア)の概要情報）
- ② 統計調査の有用性に関する情報（Ⅰ-1-(1)-アの利活用事例等）
- ③ 統計調査に報告しなかった場合の影響に関する情報（Ⅰ-1-(2)の影響情報）
- ④ 統計調査の問い合わせ先・かたり調査の通報窓口に関する情報（Ⅱ-1-(1)の窓口情報）
- ⑤ 調査票情報等の適正管理等に関する情報（Ⅱ-2-(1)の適正管理実施情報）
- ⑥ 報告義務や罰則に関する情報（Ⅲの情報）
- ⑦ その他必要な情報

イ 調査対象者（世帯、事業所・企業）への情報提供

各府省は、調査対象者（世帯、事業所・企業）に配布する調査通知情報に、e-Stat のホームページアドレスとともに、当該ホームページに当該調査のより詳しい情報、調査結果及び調査結果掲載予定等の詳細な情報が掲載されている旨を記載する（Ⅳ-1-(1)の取組と関連）。なお、上記アの e-Stat を活用したワンストップ・サービスを開始するまでの間は、自府省のホームページへの掲載情報を記載する。

(3) 携帯情報端末の QR コードの活用

ア 携帯情報端末サイトの開設

総務省は、世帯や個人事業者を調査対象者とした統計調査を実施する場合には、調査対象者が統計調査の実施に関する情報を容易に入手できるようにするため、上記(2)に掲げる情報を活用し、e-Stat に携帯情報端末向けサイトを開設する。

e-Stat における上記サイトの開設までの間は、各府省は、それぞれのホームページにおいて携帯情報端末向けサイトを開設する。

イ 調査対象者（世帯、個人事業者）への情報提供

各府省は、調査対象者（世帯、個人事業者）に配布する調査通知情報に、上記アにより開設された携帯情報端末サイトの QR コードを記載する（Ⅳ-1-(1)の取組と関連）。

(4) 政府統計の統一ブランドの策定等

ア 統一ロゴタイプの策定

総務省は、国民や事業所・企業が安心して統計調査結果を利用し、また、安心して統計調査に報告を行えるように、①政府の実施する統計調査であること、

②政府が統計調査により作成した統計であることを、国民や事業所・企業が容易に判別できるようにするため、平成 22 年度に統一ロゴタイプを策定し、同ロゴタイプの国民への浸透・定着のための取組を行う。

イ 統一ロゴタイプの使用

各府省は、上記アで策定した統一ロゴタイプについては、平成 24 年 1 月以降から、順次、統計調査の実施に当たり、①調査票や調査通知情報等の調査用品、②統計調査の広報用品及びホームページ並びに③統計調査結果の公表資料等その他の各府省が固有の印字をするものに表示して使用する。また、国民へのロゴタイプの浸透・定着を図るため、調査実施から調査結果の公表までの一連の調査に関する活動において、ロゴタイプの説明資料を添付するなど、ロゴタイプの周知を行う。

(5) 調査用品の共通化の検討

総務省及び各府省は、経費措置や効果、実情等を十分勘案しつつ、以下の方策について検討する。

- ① 個々の統計調査の実施時期を踏まえ、各府省が統計調査において使用する葉書・封筒等の調査用品の色（カラー）の調整
- ② 調査対象者への統計調査の葉書・封筒、調査通知情報、礼状、不在者連絡票等の標準仕様の策定
- ③ 統計調査員が調査対象者（国民や事業所・企業）を訪問する際、調査対象者に政府の実施する統計調査に従事する統計調査員であることを外見から容易に判別・認識し、安心・信頼してもらえるような措置等の導入

(6) 民間事業者に統計調査業務を委託する場合の留意事項

各府省は、統計調査業務の一部又は全部において民間事業者に委託する場合には、委託を受けた民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるように留意しつつ、政府の統計調査に対する信頼感が損なわれないようにするため、上記(1)から(5)までの取組に加えて「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ、平成 22 年 3 月 25 日最終改定）における措置を講ずる。

2 調査票情報等の適正管理等に関する周知・広報の強化

統計法（平成 19 年法律第 53 号）において、調査票情報等の適正管理等が義務付けられ、厳重に管理されていることなど、調査対象者が提出した調査票に関する情報等の漏えい対策には万全を期していることについて周知・広報するため、次の方策を実施する。

(1) 周知・広報を強化する情報

各府省は、調査票情報等の適正管理等に関して、次の情報（以下「適正管理実施情報」という。）の周知・広報を強化する。

- ① 統計法において、調査に従事する者（国・地方公共団体の職員、指導員、統計調査員及び統計調査業務の委託業者等）には守秘義務が課されており、守秘義

- 務を厳守するための指導が徹底していること等の具体的取組状況に関する情報
- ② 統計法において、適正管理義務や情報漏えい及び統計目的以外の使用の禁止など調査票情報等の厳格な管理と利用制限が規定されており、収集された調査票は外部の目に触れないようセキュリティが完備した部屋で厳重に保管され、また、集計が完了した後は溶解処分していること等の具体的取組状況に関する情報

(2) 周知・広報の方法

ア 国民向けの取組

総務省は、一般の国民向けに、「統計の日」（10月18日）の関連行事や上記Ⅱ-1-(4)-アの統一ロゴタイプの国民への浸透・定着のための取組を中心として、統計法の調査票情報等の適正管理等の規定とともに、各府省が実施する調査票情報等の厳重管理等の取組について、積極的に周知・広報を実施する。

イ 調査対象者（世帯、事業所・企業）向けの取組

各府省は、適正管理実施情報について、次の取組により、効果的かつ効率的に周知・広報を実施する。

- ① 調査通知情報に適正管理実施情報を、簡潔で分かりやすく直接記載、又は記載した資料を添付する（Ⅳ-1-(1)の取組と関連）。
- ② e-Stat を活用したワンストップ・サービス（Ⅱ-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、自府省のホームページ上に Q&A 等を設けて、適正管理実施情報を簡潔で分かりやすく掲載する（Ⅳ-1-(2)の取組と関連）。
- ③ 身近なメディア媒体を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に、適正管理実施情報を簡潔で分かりやすく記載する（Ⅳ-1-(3)の取組と関連）。
- ④ 当該統計調査の広報用品に、適正管理実施情報を簡潔で分かりやすく記載する（Ⅳ-1-(3)の取組と関連）。

ウ 統計調査員に対する指導

各府省は、調査員指導用品に適正管理実施情報を応答事例等の形式により記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、適正管理実施情報を周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

3 かたり調査発生時の対応方策

各府省は、国民の統計調査制度に対する信頼を確保するため、かたり調査に関する通報があった場合には、迅速かつ十分に事実関係を調査する。これらの状況については、総務省に連絡するとともに、都道府県と連携し、積極的に告発の手続を進める。告発は、総務省が別途作成する資料を参考として、違反者の言動などの事実を記録するなど十分な証拠を用意した上で告発状を作成して実施する。

III 統計調査への報告が国民の義務であるとの意識の醸成方策

基幹統計調査は、公的統計の中核を形成する特に重要な基幹統計を作成するために実

施される重要な統計調査であり、また、統計法において、調査対象者に報告義務を課し、報告しない場合の罰則が設けられている。このように報告義務や罰則が規定されていることについて、次の方策により周知・広報を実施する。

1 基幹統計調査への報告は社会構成員としての責務・義務であることの周知の強化

(1) 世帯向けの実施

総務省及び各府省は協力して、「統計の日」の関連行事や上記Ⅱ-1-(4)-アの統一ロゴタイプの国民への浸透・定着のための取組に合せて、報告義務や罰則が規定されていることについて、積極的に周知や説明を行う。

(2) 事業所・企業向けの実施

総務省及び各府省は協力して、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会等の産業横断的な経済団体に対して、傘下の事業所・企業に対し、報告義務や罰則について周知を依頼する。

2 個別の基幹統計調査における周知方策

(1) 任意協力と誤解を受けないための用語や文言の使用

各府省は、基幹統計調査の実施やその周知や説明に当たり、調査対象者に不快感を与えないよう配慮しながら、報告義務のない任意に報告を行うことができる調査と誤解を受けないような用語や文言を使用する。また、一般統計調査の実施やその周知・広報に当たっても、当該調査への積極的な報告を促すような用語や文言の使用に留意する。

(2) 調査対象者に対する基幹統計調査制度の周知等

各府省は、基幹統計調査の実施に当たって、当該調査を基幹統計調査として実施する必要性、報告義務や罰則について、次の取組により、効果的かつ効率的に周知や説明を行う。

ア 調査対象者(世帯、事業所・企業)向けの実施

- ① 調査通知情報に報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく直接記載、又は記載した資料を添付する(Ⅳ-1-(1)の取組と関連)。
- ② e-Stat を活用したワンストップ・サービス(Ⅱ-1-(2)の取組)を開始するまでの間は、自府省のホームページ上にQ&A等を設けて、報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく掲載する(Ⅳ-1-(2)の取組と関連)。
- ③ 身近なメディア媒体を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく記載する(Ⅳ-1-(3)の取組と関連)。
- ④ 当該統計調査の広報用品に報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく記載する(Ⅳ-1-(3)の取組と関連)。

イ 統計調査員に対する指導

調査員指導用品に報告義務や罰則について応答事例等の形式により記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、これらの情報を周知し、統

計調査員が調査対象者の反発を招かないような説明や対応ができるように指導する。

3 報告拒否の調査対象者への対応方策

基幹統計調査において報告を拒否する調査対象者に対し、適切かつ円滑に対処するため、次の取組を実施する。なお、地方公共団体を経由する基幹統計調査の実施に当たり、次の取組を実施する場合には、当該地方公共団体と連携・協力して行い、必要な情報を共有する。

(1) 調査対象者向け取組

- ① 各府省は、基幹統計調査への報告を拒否する調査対象者に対し、統計調査員、指導員と連携して、電話や文書等による報告依頼や督促、訪問による説得等を適時・適切に実施する。特に悪質と考えられる場合、違反者の言動などの事実を記録するなど十分な証拠を準備した上で告発状を作成し、告発の手続を進める。なお、これらの業務が適切に行われるよう、総務省が別途作成する資料を参考として、マニュアルを作成する。
- ② 各府省は、報告を拒否する調査対象者に適切かつ円滑に対応するため、報告を拒否する事例（全国的な事業展開を行っている企業等が、組織的に統計調査への報告を拒否している等の事例を把握した場合を含む。）とこれに対する対処・応接方法を整理し、整理した情報は各府省間で共有する。
また、総務省は、各府省の情報共有が円滑に行われるよう情報の集約等の必要な措置を講じる。

(2) 統計調査員に対する指導

各府省は、調査員指導用品に報告を拒否する典型的な事例及びこれに対する対処・応接方法に関する情報を記載する。また、統計調査員を対象とする説明会等において、これらの情報を周知し、統計調査員が適切に対応できるように指導する。

IV 統計調査の円滑な実施を推進するための方策

1 調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化

統計調査の円滑な実施を推進する観点から、調査対象者に対して事前に統計調査の実施内容等を広報するため、次の方策を実施する。

(1) 統計調査の事前の案内の実施

各府省は、統計調査の実施に当たり、調査対象者に対して、事前に次の情報を取りまとめた「調査のお知らせ」を配布する。なお、他の方法により同等の効果が期待される場合には、当該方法による。

- ① 統計調査の概要情報（Ⅰ-1-(1)-ウ-(ア)の概要情報）
- ② 統計調査の有用性に関する情報（Ⅰ-1-(1)-アの活用事例等）
- ③ 統計調査に報告しなかった場合の影響に関する情報（Ⅰ-1-(2)の影響情報）
- ④ 統計調査の問い合わせ先・かたり調査の通報窓口に関する情報（Ⅱ-1-(1)の窓

口情報)

- ⑤ e-Stat 等への掲載に関する情報 (Ⅱ-1-(2)-イの e-Stat 等掲載情報)
- ⑥ 携帯電話向けサイトに関する情報 (Ⅱ-1-(3)のQRコード情報)
- ⑦ 調査票情報等の適正管理等に関する情報 (Ⅱ-2-(1)の適正管理実施情報)
- ⑧ 報告義務や罰則に関する情報 (Ⅲの情報)
- ⑨ その他必要な情報

(2) e-Stat 及びホームページの活用

各府省は、統計調査の実施に当たり、インターネットを通じて事前に上記(1)の①から④まで及び⑦から⑨までの情報をホームページ上に掲載する。なお、e-Stat を活用したワンストップ・サービス (Ⅱ-1-(2)の取組) を開始するまでの間は、自府省のホームページ上に掲載する。

(3) 政府広報や既存メディア等の活用

各府省は、調査対象者が10万を超えるような大規模統計調査の実施に当たっては、各種のメディア媒体(テレビ、ラジオ、広報誌等)を通じた周知や広報を効果的に実施するため、政府広報の活用を図るほか、事前のプレスリリースを実施する。その際、報道資料や統計調査の広報用品を作成する場合には、報道されることを意識し、詳細な情報の掲載は避け、上記(1)の①、②及び④から⑨までの情報を簡潔に取りまとめた内容とする。

2 業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等

統計調査の実施に当たり、関係する業界団体等に対する協力要請等が効果的であると判断する場合には、次の取組を実施する。なお、複数の統計調査について统一的に協力要請等することが効率的かつ効果的であると判断するもの及び府省横断的な統計調査については、関係する府省が連携して協力を要請する。

(1) 調査対象者(事業所・企業)が所属する業界団体への協力要請

各府省は、当該業界団体を所管している府省の協力を得て、別紙の事項を周知し、統計調査への協力を要請する。業界団体への協力要請に当たっては、当該団体に所属する事業所・企業に確実に要請が到達するよう、団体傘下の事業所・企業が多数参集して開催する総会や会議の場を利用して、説明の機会を得るよう努める。また、業界団体のホームページや広報誌等に統計調査の実施に関する情報を掲載してもらうなど、当該団体の広報ツールを通じた団体傘下の事業所・企業への周知・広報に努める。

(2) マンション・ビル管理関係団体に対する協力要請

各府省は、調査員調査の実施に当たり、マンション・ビル管理関係団体に対し、所管省の協力を得て、別紙の事項を周知し、統計調査への協力を要請する。また、必要に応じて、調査対象者の入居するマンション・ビルの管理者や管理組合、管理会社等に対しても同様の協力を要請する。

(3) 事業所・企業の本社に対する協力要請等

総務省は、各府省の協力の下、事業所・企業を対象とする統計調査が円滑に実施されるよう、事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）を活用し、多くの統計調査において調査対象者となる企業の本社等を中心に、別紙の事項及び政府統計調査全体における次年度の実施予定を含めた情報を送付する取組を進め、e-Stat に同様の情報を、カレンダー形式などにより分かりやすく掲載する。

また、各府省は、個別事業所を対象とする統計調査の実施に際し、当該事業所が所属する企業の本社に対し、別紙の事項を周知し、統計調査への協力を要請する。

(4) 産業横断的な経済団体への協力要請

総務省及び関係府省は連携して、毎年度、翌年度実施予定の経済関係の統計調査の概要情報等を取りまとめ、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会等産業横断的な経済団体に対して、当該情報の提供を行うとともに、統計調査の円滑な実施に当たっての協力を要請する。

3 調査対象者に対する統計調査結果情報等の効果的な提供方策

統計調査に報告した調査対象者から、次回の統計調査においても報告が円滑に得られるように、次の方策を実施する。

(1) 統計調査結果等の情報提供

各府省は、統計調査の調査対象者の性質・規模・負担及びその頻度等により統計調査における回収率の向上が期待できる場合には、統計調査結果の公表後速やかに、報告を行った調査対象者に対して、自府省のホームページに上記情報を掲載している旨を記載した礼状を送付する。また、特に有効と認められる場合、結果報告書やその概要（調査結果を図やグラフ等を利用してビジュアル化した解説を含む。）、調査結果の利活用予定等に関する情報を冊子又はCD等により提供する。

(2) 調査対象者向けの分析結果等の情報提供

各府省は、統計調査に報告した調査対象者にとって、具体的に参考となる調査結果の解説あるいは分析結果の情報を提供する。

4 統計調査の報告者に対する表彰の実施

各府省は、統計調査の調査対象者の性質・規模・負担及びその頻度等により必要があると認められる場合には、統計調査への報告者であって、公的統計の作成・提供に多大な貢献等を行った者に対し、これまでの取組をたたえるため、毎年度、「統計の日」の関連行事として、統計報告功労者への表彰を実施し、これをプレスリリースするとともに、e-Stat に掲載する。e-Stat を活用したワンストップ・サービス（Ⅱ-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、国民が必要に応じて随時参照できるように、統計報告功労者への表彰を自府省のホームページ上に掲載する。

また、統計報告功労者への表彰を実施する府省は、公正さを確保する観点から、表彰に関する授与基準を定め、これを公表する。

5 統計調査妨害行為への対応方策

統計調査への妨害行為に適切かつ円滑に対処するため、次の取組を実施する。なお、地方公共団体を經由する基幹統計調査の実施に当たり、次の取組を実施する場合には、当該地方公共団体と連携・協力して行い、必要な情報を共有する。

(1) 妨害行為者向け取組

- ① 各府省は、統計調査の実施を妨害する者に対し、統計調査員、指導員と連携して、適切な対応を行うこととし、特に悪質と考えられる場合、違反者の言動などの事実を記録するなど十分な証拠を準備した上で告発状を作成し、公務執行妨害や統計法違反の事案として、告発の手続を進める。なお、これらの業務が適切に行われるよう、総務省が別途作成する資料を参考として、マニュアルを作成する。
- ② 各府省は、統計調査の実施を妨害する行為に適切に対応するため、統計調査への妨害行為と考えられる事例を整理し、整理した情報は各府省間で共有する。
また、総務省は、各府省の情報共有が円滑に行われるよう情報の集約等の必要な措置を講じる。

(2) 統計調査員に対する指導

各府省は、調査員指導品に統計調査への妨害行為の典型的な事例及びこれに対する対処・応接方法に関する情報を記載する。また、統計調査員を対象とする説明会等において、これらの情報を周知し、統計調査員が適切に対応できるよう指導する。

V その他

1 e-Stat 及びホームページの活用に向けた取組

総務省及び各府省は、上記の各府省が自府省のホームページ上に掲載する情報の共通化を図るため、平成 22 年度に「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日 CIO 連絡会議決定。以下「最適化計画」という。）の改定に向けた必要な作業を行う。

また、総務省及び各府省は、上記の e-Stat を活用したワンストップ・サービス等を開始するため、平成 24 年度に予定している e-Stat のシステム更改以降、e-Stat に掲載されている情報及び各府省のホームページに掲載されている情報について、統計に係る情報全般を極力集約できる形で整理するなど、速やかに最適化計画の改定に向けた必要な作業を行う。

各府省は、当該ワンストップ・サービスの開始後は、当該統計調査の実施等に合わせ、統計全般に係る情報を e-Stat に順次集約する。

2 フォローアップ

- ① 総務省及び各府省は、本行動指針に基づく取組状況について、各府省間で共有するため、毎年、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」を開催する。

また、総務省及び各府省は、本行動指針において検討課題とされた対応方策や新

たな課題への対処方策の検討及び本行動指針の見直し等を行うため、必要に応じ、当該ワーキンググループを開催する。

- ② 総務省は、本行動指針に基づく方策の効果を把握するため、世論調査制度などを活用する。

3 各府省間及び都道府県との連携の強化

各府省は、政府全体としての整合性を確保しつつ、本行動指針に基づく方策の効果的・効率的な実施を図るため、各府省間や省内の関連部署及び都道府県との連携を強化することとし、総務省は、必要に応じ各府省及び都道府県との情報交換の場を設ける。

業界団体等に対する統計調査の実施に関する協力要請

区分	周知する事項
調査対象者（事業所・企業）が所属する業界団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期）及び前回調査の概要 ② 具体的な利用実績、利用予定、特に当該業界における調査結果の活用メリット ③ 調査内容は、統計法により厳格に取り扱われること ④ 基幹統計調査には、報告義務が課されており、その拒否又は虚偽の報告には罰則が科されること ⑤ 統計調査への報告は、事業所・企業の社会的責務であること ⑥ その他必要な事項
マンション・ビル管理関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期）及び前回調査の概要 ② 具体的な利用実績、利用予定、調査結果の活用メリット ③ 調査内容は、個人情報保護法以上に、統計法により厳格に取り扱われること ④ 統計調査員等の活動内容及び統計法令に則って行われる旨 ⑤ 統計調査員等のマンション・ビルへの立入りは正当な公務であり、立入りの拒否は妨害行為として処罰の対象となる可能性があること ⑥ 統計調査の実施に当たり、統計調査員等からマンション入居者情報について要求されたとしても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の守秘義務違反には当たらないこと ⑦ 基幹統計調査には、報告義務が課されており、その拒否には罰則が科されること ⑧ 統計調査への報告は、国民の義務であり事業所・企業の社会的責務であること ⑨ その他必要な事項
事業所・企業の本社	<ul style="list-style-type: none"> ① 統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期）及び前回調査の概要 ② 当該企業の事業所が調査対象となった旨及びその理由 ③ 具体的な利用実績、利用予定、特に当該企業における調査結果の活用メリット ④ 調査内容は、統計法により厳格に取り扱われること ⑤ 基幹統計調査には、報告義務が課されており、その拒否又は虚偽の報告には罰則が科されること ⑥ 統計調査への報告は、事業所・企業の社会的責務であること ⑦ その他必要な事項

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>3 経済・社会の環境変化への対応 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <p>○ 利活用される統計の品質を確保するとの視点から、たとえば回収率が属性（たとえば、地域）別に異なっているような統計調査について、属性別の回収率もしくはそれに関連する情報をどのように利用者に提供するか（もしくは、しないか）ということは議論されているのかどうか、ご教示願いたい。</p>
回 答	<p>○ 公的統計の品質、品質の表示（品質の説明）及び評価（点検）に関しては、有識者の協力も得つつ、「統計の品質評価に関するワーキンググループ」を設置し、その検討を進めているところ。</p> <p>○ その中で、回収率についても、表示する範囲や方法等について、平成22年度前半の試行的取組による表示の可能性や必要な業務量の整理結果も踏まえ、平成22年度末までに一定の結論を得る予定。</p>

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官室
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書 面 回 答
具体的な事項	<p>4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法</p> <p>保管と管理の状況を精査し改善する必要はないか、ご説明をお願いしたい。</p> <p>たとえば磁気媒体で保管されているという統計であっても、すぐにそれが読み取れる状況になっているかどうかは別問題である。また過去の調査について、公表集計データを作成する際に使われたプログラムを保管していないケースがあるのではないか。</p> <p>一度収集された統計が失われることがないように、また、一度行った集計を再現可能になるよう、保管を徹底する必要はないか、ご説明をお願いしたい。</p>
回 答	<p>今後、調査票情報等の管理・保管については、改善となるよう施策を展開していくこととしている。</p> <p>具体的には、基本計画において、「調査票情報等については、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基礎になり、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定する。」とされており（別添資料1参照）、本年度より、「統計データの有効活用に関する検討会議」及びそのWGにおいて、現在、検討を開始したところである。</p> <p>なお、現在、各府省は、「統計調査等業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、個票データのレイアウト構造（乗率や回答事項の配列、符号内容、データの型等）を示す記法及び符号表等のデータ形式について、「政府統計個票データレイアウト標準記法」に準拠する取組を進めている。</p> <p>また、現在、調査票情報等の適正管理については、総務省政策統括官において「調査票情報等の管理に関するガイドライン」（別添資料2参照）を決定し、各府省等において、調査票情報等の管理に係る事務処理が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるよう通知しているところであるが、総務省として、基本計画に基づくガイドライン策定までの暫定的な措置として、本年に保存期間が満了する調査票情報等を破棄しないよう検討会議のWGの場等を通じて、各府省に文面にて要請を行ったところ。（別添資料3参照）</p>

「公的統計の整備に関する基本的な計画」調査票情報等の適正管理（抜粋）

（本文）

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(2) 統計データ・アーカイブの整備

イ 取組の方向性

限られた統計リソースの効率的、効果的な活用を図る観点から、統計データ・アーカイブは、基本的には一つの機関に集約することとし、この機関にどのような機能を持たせるか、調査票情報まで蓄積すべきか等の詳細については引き続き検討する。その際、政令指定法人、学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行う。

また、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定する。

（別表 今後5年間に講ずべき具体的施策）

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度までに実施する。

調査票情報等の管理に関するガイドライン

平成 21 年 2 月 6 日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目 次

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 管理体制
- 第 4 研修・指導
- 第 5 調査票情報等の管理
- 第 6 調査票情報等の保管施設の管理及び保安
- 第 7 集計のための処理時における調査票情報等の管理
- 第 8 コンピュータによる集計処理
- 第 9 電磁的記録の管理
- 第 10 ドキュメントの管理
- 第 11 調査票情報等の利用及び業務の委託
- 第 12 行政機関が行う統計調査の事務の一部を処理する地方公共団体における調査票情報等の管理

第 1 目的

本ガイドラインは、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 39 条に定める情報及び法第 42 条に定める情報を適正に管理するために必要とされる措置の指針を示すことを目的とする。

第 2 用語の定義

1 調査実施者

本ガイドラインにおいて「調査実施者」とは、法第 2 条第 1 項に規定される行政機関、法第 24 条の規定による届出を行った地方公共団体及び法第 25 条の規定による届出を行った独立行政法人等をいう。

2 調査票情報等

本ガイドラインにおいて「調査票情報等」とは、当該調査実施者の行った統計調査に係る調査票情報、法第 27 条第 1 項の規定により利用する基幹

統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び法第 35 条第 1 項の規定により作成した匿名データをいう。

3 ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、調査票情報、集計処理等の仕様を示すものであり、例えばデータレイアウトフォーム、符号表、集計プログラムの仕様、それらの取扱要領などをいう。

第 3 管理体制

1 管理責任者

調査実施者は、その実施する統計調査の所管部局又は課室（以下「統計調査の所管部局等」という）にその取り扱う調査票情報等を管理するための責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 適正管理に関する会議

調査実施者は、調査票情報等の適正な管理を推進するために必要があると認める場合、調査票情報等の適正管理に関する会議を設置するとともに、当該会議を通じて、調査票情報等の適正管理に関する検討・連絡・調整等を行う。

3 管理担当者

管理責任者は、必要に応じて、その事務の一部を担当させるための担当者（以下「管理担当者」という。）を指定する。

また、第 8「コンピュータによる集計処理」における情報の適正管理に資するため、管理責任者は、必要に応じて、集計管理者を指定する。

4 監査の実施

管理責任者は、統計調査の所管部局等に監査体制を整備し、調査票情報等の管理の状況について、定期的に又は随時、監査を行い、必要があると認めたときは改善措置を講ずる。

5 責任の明確化と非常時の対策

管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、

当該事務に従事する者の事務の範囲及び責任を明確にする。

また、管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を職員に周知する。

第4 研修・指導

管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務に従事する職員等に対し、調査票情報等の適正管理、通常及び非常時における保安の確保のための研修又は指導を行う。

第5 調査票情報等の管理

1 総則

調査実施者又は統計調査の所管部局等におかれる管理責任者は、その管理する調査票情報等の受払い、搬送、閲覧、複写、保存期間の設定、保管方法、廃棄等について必要な手続を定める。

なお、調査票情報の保存期間の設定については、以下を参考とするとともに、ドキュメントの保管期間との整合に考慮する。

- (1) 基幹統計調査の調査票情報（電磁的方法により記録しているものに限る）については最長期間
- (2) 一般統計調査の調査票情報（電磁的方法により記録しているものに限る）についてはその調査の特性に応じて保存期間を定める。
- (3) 調査実施者又は統計調査の所管部局等が必要と認める情報について、保存期限を定める。

2 管理責任者の任務

管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる職員及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定めるとともに、以下の措置を講じる。

- (1) 調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項の台帳等への記録、定期的又は随時の点検の実施
- (2) 保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、保存期間延長の必要性等を精査の上、焼却、溶解、消去等の措置を実施
- (3) 調査票情報等について、所定の場所に保管し、その重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠
- (4) バックアップの二重化、保存媒体の劣化防止等の管理計画の実施
- (5) その他第3～12に掲げる適正管理に関する事務の統括

第6 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

1 入退室管理

管理責任者は、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- (1) 調査票情報等の保管室の入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録及び部外者の識別化と職員の立会い
- (2) 調査票情報等の保管室の出入口の特定化による入退室の制限
- (3) 機械により入退室管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用の防止等の措置を実施

2 保安設備

調査実施者は、不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずるとともに、災害に備え、保管する媒体の特性に応じ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずる。

3 事故発生時の対策

管理責任者は調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査し、必要な措置を講ずるとともに、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策を講ずる。

第7 集計処理時における調査票情報等の管理

集計処理時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計処理が終了した後は、所定の場所に収納する。

集計処理時にサーバーからクライアントに情報を移行して処理する場合において、集計処理が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバーの定められたエリアに情報が格納されたことを確認する。

集計処理は、所定の計画に従って行い、管理担当者は、集計処理の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる。

また、管理責任者は、調査票情報等の集計処理の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる。

第8 コンピュータによる集計処理

1 コンピュータの管理者の指定

管理責任者は、コンピュータによる集計の管理者（以下「集計管理者」という。）を指定する。

2 コンピュータによる集計処理

コンピュータによる集計処理は、集計管理者の指示又は承認を受けた者が行う。

3 コンピュータによる集計時の管理等

管理責任者は、コンピュータによる集計処理の実施状況を把握するため、集計処理に応じた実績を記録し、計画との照合等を行うとともに、コンピュータの使用に関し、パスワード、識別カード等を設ける。

また、管理責任者は、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止の措置を講ずるとともに、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録された内容の秘匿の必要性の度合いに応じ、特定の集計処理を特定のコンピュータに限定する、又は利用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定するなどの措置を講じる。

4 セキュリティ対策

アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を構ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行う。

また、外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール（外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み）の設定を行う。

第9 電磁的記録の管理

管理責任者は、電磁的記録の障害の有無等について、定期的に又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設け、その記録を定期的に又は随時

分析する等の方法により、不正アクセスに対して適切な対応を行う。

第 10 ドキュメントの管理

管理責任者はデータレイアウトフォーム、符号表、集計プログラムの仕様、それらの取扱要領などのドキュメントのうち、調査票情報の取り扱いが認められている職員以外に知られることが適当でないものを指定し、これらを所定の場所に保管する。

また、管理責任者は、指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定め、ドキュメントの保管期間については、調査票情報の保管期間との整合に考慮する。

指定されたドキュメントの管理は、管理責任者が行い、定期的に又は随時、点検を行う。

第 11 調査票情報等の利用及び業務の委託

1 調査票情報等の提供

調査実施者は、法令の定めに基づき、調査票情報等を提供する場合は、関連するガイドラインなどの規定を踏まえて提供を行う。

また、調査票情報等の提供を受ける者が、法を遵守し、調査票情報等が所定の目的のみ利用され、被調査者の報告内容等が漏れることがないように、調査実施者は、調査票情報等の利用方法、利用後の消去・廃棄等について調査票情報等の提供を受ける者と文書を取り交わす等の措置を講ずる。

2 業務の委託

調査実施者から調査票情報等に係る業務を受託した者は、法第 39 条第 2 項に基づき、その適正管理義務を負うことになる。

行政機関は、本ガイドラインに定めるもののほか、調査票情報等の取扱いに関する業務の委託に関し、報告者の信頼確保の観点から講ずべき措置について、統計調査の民間委託に係るガイドライン（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

第 12 行政機関が行う統計調査の事務の一部を処理する地方公共団体における調査票情報等の管理

行政機関の長は、その行う統計調査の事務の一部を処理する地方公共団体に

おける調査票情報等の管理について、以下のとおり必要な措置を講ずる。

1 基幹統計調査

法第 16 条の規定に基づき基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた地方公共団体は、当該基幹統計調査に関する調査票情報等について、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）別表において基幹統計調査毎に規定されている「前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務」又は個別の基幹統計調査の実施に係る政令の規定に基づいて、適正管理義務を負う。

行政機関の長は、地方公共団体が措置すべき事項について、必要に応じて地方自治法第 245 条の 9 に基づく処理基準として定めることができる。

2 一般統計調査

一般統計調査に関する事務の一部を行うこととされた地方公共団体は、当該一般統計調査に関する調査票情報等について、国との間で取り交わす委託に係る定めにより適正管理義務を負う（一般統計調査に関する事務が、個別の法令により法定受託事務とされている場合には、行政機関の長は、地方公共団体が措置すべき事項について、必要に応じて地方自治法第 245 条の 9 に基づく処理基準として定めることができる。）。

附 則

- 1 本ガイドラインは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律等の施行について」(平成元年 9 月 29 日付け総統企第 312 号、313 号、316 号) は廃止する。

事務連絡
平成 22 年 3 月 15 日

統計データの有効活用に関する検討会議
構成メンバー 各位

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官

調査票情報等における保存期間の延長について（協力依頼）

「公的統計の整備に関する基本的な計画」においては、統計データ・アーカイブの整備に向け、対象データの範囲や保存方法等を検討し、平成 25 年度までに結論を得るとされており、この統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省等が適正に保管できるようにするため、平成 22 年度までに調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定するとされております。

このような状況の下、当該ガイドラインの策定までに各府省等の文書管理規則に基づいて保存期間が満了となる調査票情報等が廃棄されることとなれば、将来の統計データ・アーカイブの整備に支障が生ずる可能性があります。

このため、下記の調査票情報等については、府省横断的な対応として、平成 22 年度末まで保存期間の延長手続をとること等により適切に対処いただきますようお願いいたします。

記

（保存期間を延長する調査票情報等の範囲）

基幹統計調査及び一般統計調査の調査票情報等で保存期間が満了となるもの及び保存期間が過ぎているが廃棄されていないもの。

なお、ここで調査票情報等とは、電子媒体に記録された調査票（個票）情報（紙媒体の調査票（個票）は含みません）及びドキュメント類（データレイアウトフォーム、符号表、集計プログラムの仕様、それらの取扱要領、調査概要資料等）とします。

担当；総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官付 高度利用担当
電話；03-5373-1019
電子メール；s-2jiriyousoumu.go.jp

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省統計局統計情報システム課
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>「5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進」</p> <p>政府統計共同利用システムの次期システムの構想、また e-government との関係について、ご教示いただきたい。</p>
回 答	<p>政府統計共同利用システムは、電子政府推進（府省共通業務・システムの最適化）の一環として、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成 18 年度から 19 年度の 2 か年で整備し、20 年度から運用を行っているところである。</p> <p>次期システムについては、平成 24 年 12 月までに、システムのライフサイクルに応じ機器の更新を行い、それにあわせて、事業所母集団データベースについて「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき必要となる機能を追加するとともに、オンライン調査システム、政府統計の総合窓口（e-Stat）等について調査対象者・統計利用者に対する利便性の向上等を図ることとしている。</p> <p>現在、次期システムに向け最適化計画の改定作業を行っているところであり、本年 8 月末に計画を改定する予定である（計画が改定され次第別途提示することとしたい）。その後、平成 23 年度から 24 年度の 2 か年でシステムを整備し、25 年 1 月からの運用開始を目指している。</p> <p>政府統計共同利用システムは、総務省が全府省の統計調査等業務を対象として整備したシステムであるが、その 1 サブシステムである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」は統計情報を一元的に提供するポータルサイトであり、総合的な行政ポータルサイトである「電子政府の総合窓口（e-Gov）」と連携し、国民・企業にサービスを提供しているものである。</p>

基本計画部会第3ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省（政策統括官（統計基準担当））
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書 面 回 答
具体の事項	<p>本編 III 調査表情報の利用及び提供</p> <p>表 18 及び表 19 で利用のあった統計を、統計調査の名前別に利用件数をご教示いただきたい。もし、1 調査あたりの件数が少ない（たとえば、1 件だけ）の統計が多いなどの事情がある場合には、2 件以上利用のあった統計調査に限定していただいてもかまわない。統計法第 33 条の 1 と第 33 条の 2 は、できればそれぞれ別々に統計調査名と件数をご教示いただきたい。</p>
回 答	別添のとおり。

表18の詳細(統計法第32条関係)

府省名	統計調査名	件数
総務省	労働力調査	7
総務省	家計調査	5
総務省	小売物価統計調査	3
総務省	全国消費実態調査	3
総務省	労働力調査特別調査	3
総務省	事業所・企業統計調査	2
財務省	法人企業統計調査	5
文部科学省	学校基本調査	81
文部科学省	学校教員統計調査	16
文部科学省	社会教育調査	8
文部科学省	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	3
文部科学省	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	2
文部科学省	民間企業の研究活動に関する調査	2
厚生労働省	社会医療診療行為別調査	56
厚生労働省	医療施設調査	32
厚生労働省	人口動態調査	30
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	23
厚生労働省	国民生活基礎調査	21
厚生労働省	介護給付費実態調査	16
厚生労働省	病院報告	16
厚生労働省	患者調査	11
厚生労働省	介護サービス施設・事業所調査	10
厚生労働省	社会福祉施設等調査	7
厚生労働省	医師・歯科医師・薬剤師調査	3
厚生労働省	受療行動調査	3
厚生労働省	21世紀出生児縦断調査	2
厚生労働省	福祉行政報告例	2
農林水産省	農林業センサス	55
農林水産省	農業経営統計調査	49
農林水産省	世界農林業センサス	14
農林水産省	漁業センサス	12
農林水産省	集落営農実態調査	11
農林水産省	農業資源調査	3
農林水産省	農産物地産地消等実態調査	2
経済産業省	工業統計調査	27
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	24
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	23
経済産業省	商業統計調査	11
経済産業省	商業動態統計調査	9
経済産業省	中小企業実態基本調査	9
経済産業省	特定サービス産業実態調査	6
経済産業省	海外事業活動基本調査	5
経済産業省	経済産業省特定業種石油等消費統計調査(石油等消費動態統計調査)	5
経済産業省	知的財産活動調査	3
経済産業省	特定サービス産業動態統計調査	3
国土交通省	建築着工統計調査	5
国土交通省	建設工事施工統計調査	4
国土交通省	建設工事受注動態調査	4
国土交通省	宿泊旅行統計調査	4
国土交通省	建築物リフォーム・リニューアル調査	2
国土交通省	港湾調査	2

表19の詳細(統計法第33条関係)

府省名	統計調査名	33条第1号	33条第2号	計
総務省	住宅・土地統計調査	77	0	77
総務省	労働力調査	63	0	63
総務省	事業所・企業統計調査	31	1	32
総務省	小売物価統計調査	30	0	30
総務省	国勢調査	8	3	11
総務省	家計調査	9	1	10
総務省	就業構造基本調査	4	5	9
総務省	全国消費実態調査	6	2	8
総務省	科学技術研究調査	3	0	3
財務省	法人企業統計調査	7	2	9
文部科学省	学校基本調査	107	0	107
文部科学省	社会教育調査	3	0	3
文部科学省	地方教育費調査	2	0	2
文部科学省	学校保健統計調査	1	1	2
厚生労働省	人口動態調査	997	19	1016
厚生労働省	国民健康・栄養調査	38	3	41
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	15	3	18
厚生労働省	国民生活基礎調査	8	3	11
厚生労働省	労使関係総合調査	4	0	4
厚生労働省	労働組合基礎調査	4	0	4
厚生労働省	所得再分配調査	3	1	4
厚生労働省	介護サービス施設・事業所調査	2	0	2
厚生労働省	社会福祉施設等調査	2	0	2
厚生労働省	能力開発基本調査	2	0	2
厚生労働省	医療施設調査	1	1	2
厚生労働省	患者調査	1	1	2
厚生労働省	雇用動向調査	1	1	2
農林水産省	作物統計調査	7	0	7
農林水産省	内水面漁業生産統計調査	2	0	2
農林水産省	農業経営統計調査	1	1	2
農林水産省	農林業センサス	0	2	2
経済産業省	工業統計調査	410	0	410
経済産業省	商業統計調査	93	0	93
経済産業省	工場立地動向調査	57	0	57
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	50	0	50
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	17	0	17
経済産業省	商業動態統計調査	12	0	12
経済産業省	特定サービス産業実態調査	9	0	9
経済産業省	海外事業活動基本調査	8	0	8
経済産業省	情報処理実態調査	2	0	2
経済産業省	中小企業実態基本調査	2	0	2
国土交通省	宿泊旅行統計調査	97	0	97
国土交通省	住生活総合調査	23	0	23
国土交通省	建築着工統計調査	22	0	22
国土交通省	造船造機統計調査	3	0	3